

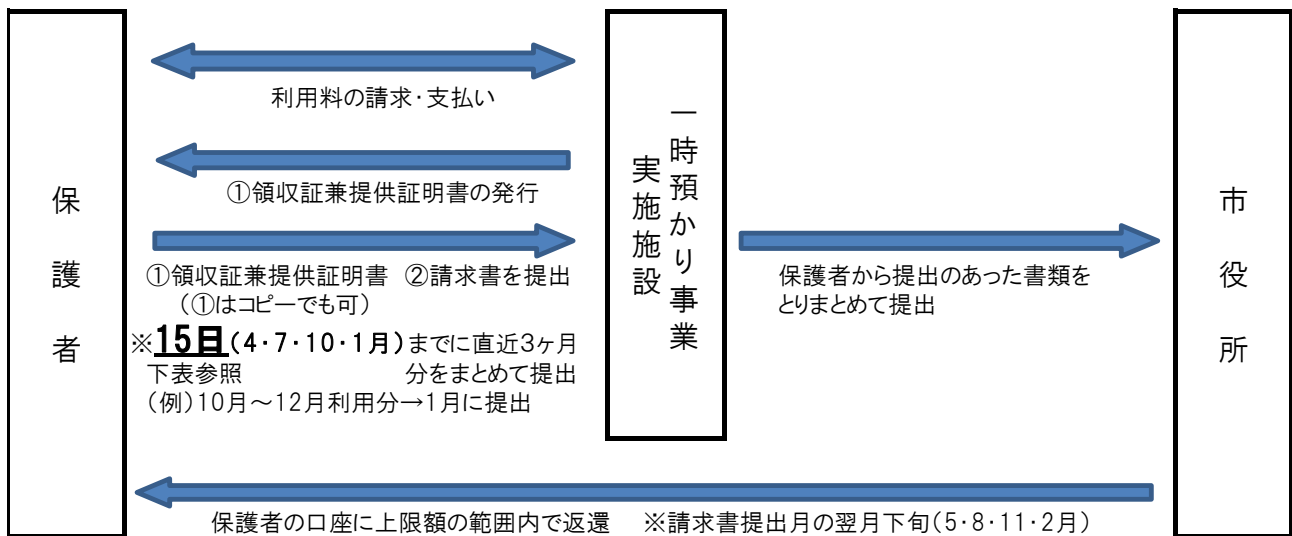
一時預かり事業利用料の請求方法について

幼児教育・保育の無償化による「一時預かり事業利用料」については、一度施設にお支払いいただき、後日市から保護者へ返還となります。保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）を受けた方は、以下の手順で一時預かり事業実施施設を経由して、市役所に請求してください。

※幼児教育・保育の無償化の対象者となるためには、保育の必要性の認定を受ける必要があります。

利用・請求の流れ

＜一時預かり事業利用料(償還払い)＞



提出書類

- ① 特定子ども・子育て支援の提供に係る**領収証兼提供証明書** ※1
 - ② 施設等利用費**請求書**（償還払い用）※2、3
- ※1 領収証兼提供証明書は施設が発行します。
※2 請求書の様式は市 HP からダウンロード又は施設でお受け取り下さい。
※3 請求書は施設が発行した領収証兼提供証明書の情報をもとに作成してください。

提出期限・支払いなど

下表のとおり、支払いは年4回です。利用月の区分どおりに請求してください。請求が遅れた場合は、次の区分で請求してください(1枚の請求書で3か月分の請求が可能)。

| 区分 | 一時預かりの利用月 | 施設への提出期間 | 支払日 |
|----|-----------|-------------------|-------|
| ① | 4・5・6月 | 7月1日～ <u>15日</u> | 8月下旬 |
| ② | 7・8・9月 | 10月1日～ <u>15日</u> | 11月下旬 |
| ③ | 10・11・12月 | 1月1日～ <u>15日</u> | 2月下旬 |
| ④ | 1・2・3月 | 4月1日～ <u>15日</u> | 5月下旬 |

※書類提出期限が土日祝の場合は翌営業日とします。

《問い合わせ先》

枚方市 子ども青少年部 子育て事業課 TEL:072-841-1471(直通) FAX:072-841-4319